

<川越市>

新井喜一元川越市議「セクハラ疑惑」 **総力取材 第8弾!**

自作自演の「川越市議会ハラスメント根絶条例」に

相変わらずマスコミも追随!

その一方で、ついに「**疑惑**」に火が着いたことを

川合行政 = 川越市議会は気がついていない!

ツイッターの声

「こんな限りなく濡れ衣なのに条例できちゃったの??ひどいな川越」

「全会一致で可決の条例 = 行政べつたりな議会、うわあ。。。」

「市長側と対立してた議員だったってことなのね。」

「そっか。『ありもしないセクハラを告発させられる』というパワハラもあり得るわけか…。」

ついに自爆する川合行政 = 川合行政に牛耳られる? 『川越市議会』

2019年3月7日、川越市議会が「川越市議会ハラスメント根絶条例」なるものを全会一致で可決し、同日施行とのニュースが翌8日メディアに報じられた。

「新井氏はあくまでもクロだ」との路線を死守したい、新井氏バッシングのフライングに走ったメディアにとって、この馬鹿げた条例の施行は自分たちの新井氏バッシングを正当化する絶好の奇貨となったことだろう。しかし、偶然にもメディアに報じられた8日、新井氏代理人・清水勉弁護士がインターネット報道番組として人気の高い『ニュース・オブエド』のライブ配信（生放送）に出演した。

なじみの薄い諸氏もいるだろうが、このネット報道番組は国際的にも著名なジャーナリストとして知られていた上杉隆氏が代表を務める「メディアが報道しない真実」を扱う番組として、国内外に幅広い視聴者層を誇っている。

「ニュース・オブエド」

<https://op-ed.jp/>

新井氏代理人・清水弁護士がゲストとして番組に呼ばれ、短い時間ではあったが「ハラスメントがなかったのに、あったとされた事件」と明確に述べたことで、早速、SNSで反応が連鎖し始めた。冒頭に挙げた「ツイッターの声」がそれである。

番組内では、告発ドキュメンタリー動画『K - 川越市議ハラスメント疑惑の真相』の一部も紹介され、この「疑惑の真相」は、いよいよ川越市の外へと発信されることになったのである。いまでも続く「新井氏バッシング」の余波の相乗効果を狙って、川合行政＝川越市議会がデタラメな要綱と共に施行した本件条例は「反新井派」にとっては、優勢のつもりであったのだろうが事態はその真逆に動くだろう。川合行政と川越市議会は、自らこの問題を国際的な社会へと拡散する契機を作ったのである。

「訴えれば成立」も同然の、定義なきハラスメント条例！

ここで本紙が『川合行政＝川越市議会』と述べる理由は、
当の条例と附帯する要綱に明らかだ。

川越市議会ハラスメント根絶条例

議員によるハラスメントに係る事実把握及び防止に関する要綱

まともな見識を持つ人間が読めば、同条例は明らかに「被害を名乗る女性」による新井氏の実名告発の暴挙と、これを事実上補佐した小野澤康弘市議会議長の恣意を、事後的に正当化する内容である。

第一に、同条例では「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」といった条例の対象となる言葉の定義が規定されていない。同条例はその第1条で「セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の職員に対する誹謗、中傷、風説の流布等により人権を侵害し、又は不快にされる行為」と書いているだけだ。

このような規定では、まさしく新井氏の事件と同じように被害を訴える側は「これはハラスメントだ」と主張でき、訴えられた側は「条例に照らして、これはハラスメントに該当しない」とは主張できないことになる。

某女性職員が新井氏らに対してしたように、飲食の場での長時間の会話を全部隠し録音した上で、一言でも性的な言葉が出れば「**ハラスメント**」だと認定され、実名公表されることになりかねない。強いて言うならば、そのような罣（行政による市議会への脅し）を仕掛けた条例にさえ見える。

本紙が、新井氏の事件を事後的に正当化し得る目的での条例だと指摘する理由はそこにある。一般論としても、「**ハラスメント**」の定義もない条例で、事件が起きた際に誰がどのように「**ハラスメント**」を認定するというのだろうか。

ところが同条例では、第5条に「**別に定めるところにより**」とあるだけで、その「**別の定め**」とは、別紙「**議員によるハラスメントに係る事実把握及び防止に関する要綱**」とされている。この要綱では、第2条で、市の職員から苦情の申し出があったときに、第三者委員会が設置されて調査することになっている。つまり、第三者委員会は常設ではなく、事件ごとに委員が選ばれることになるため委員会としての継続性はない。

つまり、第三者委員会が事案ごとに「**定義もないハラスメント**」の認定をして解散し、議会は「**第三者委員会が認定することなので**」と関知もしない。本紙のような認定を疑問視する市民が、事後にいかなる指摘や質問をしても「**委員会の調査については守秘義務があるため答えられない**」と幕を下ろすことが出来るという、無責任どころか新井氏事件のような「**ハラスメント疑惑**」を簡単に作り出せるデタラメ極まる条例となっているのだ。その証左に、同条例の要綱では、ご丁寧なことに委員会の組成についても次のように定めている。

「**第三者委員会**」の実施要項として「**委員会は、次に掲げる者のうちから3人のものを委員として実施する。(1) 弁護士 (2) 学識経験を有する者**」

新井氏の「**調査**」を行ったとする「**疑惑の第三者委員会**」の構成人員の選定基準とまったく同じであり、新井氏事件を事後的に正当化しているに他ならない内容で、いかにも川合行政特有の「**うさん臭さに満ちた辻褃合わせ**」と言うべきだろう。

自画自賛ではないが、「**第三者委員会**」の委員たちが「**調査**」に際して「**議長が定めた額を報奨金として支給する**」などの条項が、わざわざ盛り込まれるに至っては、まるで「**疑惑の委員会に市税を投じた**」との本紙の批判を意識したかの文言である（もちろん「**彼ら**」は意識している）。

つまり、今後も川越市議会では、川合行政の「**しもべ**」と墮した小野澤議長が、市政と「**仲の良い弁護士**」と「**学識経験者**」を任意に指名して「**第三者委員会**」を組織出来ると定めたのである。本来なら、「**市政および議会との利害関係を有しない市外の弁護士または学識経験者**」とでも定めるべきところを、あえて「**市外とは定めていない**」と言い

逃れ出来るように作文されている。また前述の通り「第三者委員会」にも守秘義務を課し、調査のデタラメさや作為が露呈しないよう、次のように予防線を張っている。

「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」

そもそも「第三者」の調査に対する「守秘義務」など、語義矛盾を生じている。

「第三者」の調査の結果、行政側の不作為や過失・犯罪容疑が浮上することもあり得るのであり、その調査を「職を退いた後も黙っている」というものでは「第三者ではなく、市政関係当事者によって調査する」と宣言したのも同じである。さらには、ハラスメントに及んだとされる市議の実名を公表することを議長の義務とする、とんでもない作文である。これも本件での新井氏の実名公表を事後的に正当化する狙いだ。

本条例を提出した代表者会議に出席した会派代表者市議に問う！ 「根絶」するほどの被害事例を明確に示せ！

さて、それ以前の問題として、この条例「川越市議会ハラスメント根絶条例」は最初から論旨が破綻していることを指摘しておこう。

本条例の提出市議らは日本語も用法さえ知らないようだが「根絶」とは、排撃しなければならない問題や被害事例が、すでにある環境を前提に使う語である。存在する対象だから排除するという意味であり、また、その排除の対象が数多い場合に限定的に使う語でもある。たとえば「シロアリを根絶せよ」「覚せい剤を根絶せよ」という時の言葉であって、数件の事例に対して「根絶」とは言わない。すると、「根絶条例」が可決された川越市議代表者会議は、これまでに「根絶」しなければならないほど市議によるハラスメントが頻発していたと認めていることになる。

条例提出者の欄に名を連ねる各派代表者の会議で可決されたことに関して、各派に所属する市議個人の意見は抹殺される。「川越市議会ハラスメント根絶条例」を可決した各派代表者会議は、まさか、新井喜一氏のハラスメント疑惑を対象として「根絶」と言っているのだろうか？ 新井氏は、この条例提出前に被害を訴えた女性を相手取って提訴している。つまり、ハラスメントの事実認定さえされていないことは、市議会派代表者らも理解している筈だ。理解していなければ、市議の資格なしだ。そうであれば、私たちが知らない、新井氏など問題にならないほどのハラスメント事案が川越市議会内部で膨大に発生していたことになる。そうでなければ「根絶条例」などと銘打った新条例が施行されるはずがない。これら「根絶」すべき、新井氏より以前の川越市議会内部のハラスメントの全容を、条例提出市議は明確に示す義務がある。

「議会」だけを縛る、恐怖政治ハラスメント条例？

同条例の根本的な問題はまだある。そもそもなぜ「市議会」だけが対象の「根絶条例」なのだ…？という点だ。メディアはそれも疑問視しない。いや…出来ないのだ。

メディア自身が新井氏バッシングの共犯者なのだから、いまさら市政と議会の矛盾を突けない。実は、新井氏事件の後に川合市長が実施した「市職員に対するハラスメントに関するアンケート」では、「見逃せない事実」が表出していた。

昨年 11 月 2 日に公表された同アンケート結果では、ハラスメント問題は市議会議員よりもむしろ執行部の方が遥かに多かった。「特別職」（市長・副市長等）からハラスメント被害を受けたとする回答もあったほどだ。この結果から新たに条例を作るのならば、ハラスメント行為を規制されるべきは市議だけではなく、当然「特別職を含む全職員」でなければならない。ところが、今回の条例は名称からして「川越市議会ハラスメント根絶条例」となっており、「市議会議員」のハラスメントしか対象にしていない。市長や市の幹部などは「全員対象外」だ。

告発ドキュメンタリー『K』の中でも触れられていたが、新井氏がセクハラ発言を行ったとされる広島県尾道市への行政視察のスナック（2次会）では、宍戸副市長も同席していた。つまり、副市長自らもセクハラ疑惑の現場に同席しており、少なくとも「ハラスメント発言」があったとされた場に居ながら、それを制止したり注意しなかったことも問題であり、副市長は「議会事務局職員女性のハラスメント被害」に無関係ではないのだ。

同条例の第1条には、「この条例は、全ての市の職員が個人としての尊厳を尊重された良好な勤務環境を確立するため」と主旨が謳われている。真にそうであるなら、議員だけでなく、市長や副市長などの特別職・幹部職員・管理職なども規制の対象にしなければ「嘘」である。ところが、同条例は議員だけを対象にしている。

上記の尾道市の例でいえば、仮に副市長がハラスメント発言をしていたとしても、この条例では調査対象にさえならず、実名公表されることもない。これで、よくぞ「根絶条例」などと命名できたものである。

川合行政は、それこそ告発動画『K』にも戦々恐々としていることは明らかだが、本条例では議会ばかりか議会事務局にも事実上の「口封じ」を要求している。

動画『K』は、新井喜一氏（当時市議会議員）への告発記者会見を行った議会事務局職員女性が「市職員服務規定に反して執務時間に離席したのではないか？」と「議会事務局に質問書」を送っている。その回答は「仮に職員に服務規定違反があった場合には適正に対処します」と書いてあっただけだ。

「**服務規程違反があつた職員に対する適正な対処**」などは、はじめから服務規程に記載されているに過ぎないことである。被害を訴えた女性が、川越市役所内で「**特別**」な存在だったかどうかについて、議会事務局は答えなかったのだが、今度の条例によって「**条例の規定によりお答えできません**」と言えるようになる。

公務員が職務上の秘密を漏洩してはならないことは法であり常識だが、その守秘義務を「**反社会的行為や犯罪を隠蔽するため**」に悪用できる余地のある条例などは、なんの意味もない作文である。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

識者は言う……

市議たち自身が民主主義を捨てた自治体(小江戸・川越)は

「**虎の尾を踏んだ**」のだ!

このような条例とも言えない、川合行政の顔色をうかがった情けない議会が提出した条例案が全会一致で可決された事実は、川越市の民主社会の終わりを意味する。

同条例が可決・施行された後、本紙はある有識者による座談会に招かれた。

長年、川越市政＝川合行政を取材して来た本紙の意見を述べて欲しいとのことであつた。本紙は現地の政治家事情も踏まえながら見解を述べたものの、有識者らは川越市議会に対して厳しかった。

本紙は支持する市議諸氏の思いを吐露する余地もないほど緊迫した雰囲気沈黙せざるを得なかった。その有識者たちの言及は、次のものだった。

貴方(本紙の主張)に反対の諸氏は「市議の側から提出されて、全会一致で可決した条例なのだから、川合行政に支配されたというのは違うだろ」と異論を唱えるかもしれない。確かに全会一致で可決した。しかし…内心では反対…これが茶番劇だと判っている市議らも「ハラスメントを容認するのか」と言われることを恐れて賛成せざるを得ない。斯様な…自身のことしか考えない思考の者たちが、市議になれる自治体が川越市なのか?

いまや川越市議会は、現在の首長である川合市長の権力を担保する、名目だけの議会に成り下がつたのだ。市議の誰も、本条例の矛盾点や論旨の破綻を追及出来ない。いや、出来ないのではなく、自己保身のために「追及しない」だけのことだ。即ち、川越市議会議員全員が市民のためではなく、自分のために議員でいることになる。

川越市は「議会自身が議会制民主主義を捨てた自治体」となった。川越市議会は自ら「虎の尾を踏んだ」のだ。その意味では「新井氏ハラスメント疑惑」は、職責の自覚も…義も…倫理も…捨てた議員屋たちの議会には、効果的だったのである。新井氏の元派閥の市議・弟子的な立場にあった人物でさえ「新井氏擁護に回ったら、今度は自分が標的にされる」とばかりに、川合行政のいわば恐怖政治に屈して口を閉ざしたのである。しかも、その理由は政治家としての理念ではなく、市議の利権を失いたくない自分だけの損得勘定だ。

確かに条例を提出・可決した市議会が、「そうではない。本当にハラスメントをなくすために良い条例だと思った」などと強弁するならば、一体どんな証拠に基づく事実認定で、新井氏の騒動を事実とした上で本件条例に至ったのかを説明し、市議会内で過去に起きた「根絶」すべき膨大なハラスメント事例についても「情報開示」しなければならない。だが、そんなことは出来ない。この条例のすべてが「新井氏ハラスメント疑惑」をでっち上げた「反新井氏派閥」による、事後処理としての辻褃合わせだからである。

暴走するマスコミ

マスコミも、オウム返しのごとく「第三者委員会の調査でハラスメントが認定された」と繰り返すが、「認定されなかった件」には触れないまま既成事実化のキャンペーンを続ける。認定されなかったエピソードの方が遥かに多く、最も重大な（だからこそセンセーショナルに報じられた）「太ももを触られた」「手を握られた」という事実が認定されなかったことの問題性、言い換えれば「被害の訴えは嘘だったのではないか？」という当然、抱かれるべき疑惑について、メディアは欠片も問題にしない。

それどころか「一度、新井氏によるハラスメントを大報道したメディア」にとっては、その既定路線を修正するわけにはいかないとばかりに、強いて既成事実化する動きに出ている。騒動の過程で、議会事務局職員女性から要求されていなかった市議らが、女性職員に謝罪し記者会見まで開いたことがあった。

これは、新聞記者が市議らに「女性に謝罪しないのか」と言ったことが引き金となった。謝罪した市議らは「マスコミに示唆された以上、謝罪しなければ次は自分たちが報道で叩かれる」と容易に恐怖したことだろう。記者たちにとっては、さぞかし痛快だったに違いない。このように本件は取材も調査もしないまま、スキャンダリズムで飯を食うジャーナリズムの基本もできていない商業記者たちが「被害女性が登壇しての実名告発」という、いま最も売れそうな「人権派ネタ」として飛びくつメディアの体質に利して、「反新井氏」派閥が「でっち上げた」だけのことである。

子供のいじめの連鎖と同じ構図だが、一部市議と名乗る「大人たち」が、この始末なのだから子供の社会が歪むのも道理であろう。

衝撃の内容とは？

本紙も毎回、更新を楽しみにしている本件告発動画『Kー川越市議ハラスメント疑惑の真相』のプロデューサーでもある GEN TAKAHASHI（高橋玄）氏に、今回の条例可決について意見を聞くと意外な答えが返って来た。

高橋氏：

恐怖政治ですか？（笑）。そんな上等なものじゃありませんよ。

あんなもの（本件条例）は何の問題でもないので、好きなように可決させておけばいいと思いますよ。僕は川越市民の政治レベルが低いなどとは思っていません。

そう思っているのは、川合行政と一部の議会人です。

今後の裁判での司法判断やSNSで拡散されて、じりじりと世論に追い詰められていくでしょうね。まあ、そこまで川合行政が持つのかどうか…。

次回の『K』第5回目は、衝撃の内容になりますのでご期待下さい。

告発動画『K』を発信し続けている同氏と土屋トカチ監督は、川合市長から官製談合疑惑で名誉毀損裁判を起こされ、この3年に渡り奇しくも新井氏と同じ清水勉弁護士を代理人として法廷で争った。

その裁判は『3月14日、遂に判決言い渡し』を迎える。

「川越市議会ハラスメント根絶条例」可決までの経緯

「川越市議会ハラスメント根絶条例」は、「川越市議会議員倫理条例策定会議」で決定したものを「代表者会議」へ提出し、改めて審議・決定したものである。

「川越市議会議員倫理条例策定会議」の委員長は「大泉一夫」市議。副委員長は「川口知子」市議である。

本紙は「川越市議会ハラスメント根絶条例」基本案を作成し決定した「川越市議会議員倫理条例策定会議」の会議録を請求した。通常、「追加議案は、本会議最終日に上程される」が、議員提出議案「川越市議会ハラスメント根絶条例」は、3月7日に上程された。何故、最終日（3月25日）の上程としなかったのか。そこまで急ぐ必要があったのか。疑義が残る。本紙は引き続き真相を究明していく。■